

北能代風力発電事業に係る環境影響準備書に係る環境省意見

本事業は、株式会社システムズ(以下「事業者」という。)が秋田県能代市において、総出力20,000kW(定格出力2,300kW級の風力発電設備9基)の風力発電所を新設する事業である。

対象事業実施区域及びその周辺は、複数の住居が存在する。また、オオタカ等の希少猛禽類が渡り又は越冬期に飛来する地域である。

低炭素社会への転換に当たり風力発電の導入が期待されている一方、騒音・低周波音による健康影響、希少な鳥類の衝突事故(いわゆるバードストライク)、地形改変に伴う動植物や水環境への影響、景観への影響等の環境影響が指摘されている。このような問題に適切に対応し、環境の保全に配慮された風力発電の導入を進めるため、環境影響評価法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第340号。以下「改正政令」という。)により、風力発電所の設置又は変更の工事業が環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)の対象事業に追加され、平成24年10月1日に施行されることとなっている。

改正政令の施行に向け、経済産業省資源エネルギー庁は、これまで自主的に行われてきた環境影響評価手続から法の手続に円滑に移行できるよう、「風力発電事業に係る環境影響評価実施要綱」(平成24年6月6日。以下「実施要綱」という。)を公表し、経過措置を設けている。

本準備書は、実施要綱に基づく環境影響評価準備書として位置付けられ、事業者は、環境省及び関係都道府県知事・関係市町村長の意見を受けた経済産業省勧告を踏まえ、実施要綱(改正政令の施行後においては法)に基づく環境影響評価書の作成等の手続が求められる。

事業者においては、事業の実施に当たって、地域住民や野生生物等への環境影響の回避・低減が図られるよう、環境影響評価手続を通して得られた意見を踏まえ、環境影響評価の結果を見直し、適切な環境保全措置を講じる必要がある。

1. 環境影響評価書の作成に当たっての全般的な留意事項について

実施要綱(改正政令の施行後においては法)に基づく環境影響評価書の作成に当たっては、実施要綱(改正政令の施行後においては、法及び電気事業法(昭和39年法律第170号))及び「発電所の設置又は変更の工事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成10年通商産業省令第54号。以下「主務省令」という。)に従い、必要な事項を遺漏なく記載すること。

特に、対象事業の目的及び内容、環境保全措置並びに事後調査については、具体的かつ詳細に記載すること。

2. 環境影響評価の項目の選定の再検討について

本事業に係る事業特性及び地域特性を適切に整理した上で、環境影響評価の項目の選定について再検討すること。特に、風力発電設備から最近接の住居までの距離が650mであることから、住居等に対する環境影響が懸念される。この

ため、再検討に当たっては「風車の影」を評価項目として選定し、重点的な環境影響評価を実施すること。

また、工事の実施における「工事中資材等の搬出入」、「建設機械の稼働」及び「造成等施工による一時的な影響」を影響要因とする項目並びに「生態系」についても必要に応じて選定項目とし、適切な環境影響評価を実施すること。

3．環境影響評価の予測・評価結果の再検討について

主務省令において、評価に当たっては、環境への影響が「事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているものであるかどうか」及び「環境の保全についての配慮が適正になされているかどうか」を検討することとされている。

しかし、本準備書においては、「影響がない」又は「影響が極めて小さい」といった趣旨の評価結果が多く見られ、上記に照らし評価の内容として不適切である。また、例えば、調査の結果により個々の生物種への影響の可能性が示唆されているにも関わらず、全体としては「影響がない又は極めて小さい」と結論付けるなど、その根拠となるべき調査結果との間に乖離がある箇所も多く見られる。

このことから、評価書の作成においては、評価に係る根拠や経緯を明確にし、科学的・客観的な予測・評価とするよう、全体的に記載を見直すこと。

4．騒音及び低周波音について

風力発電設備の近傍に多数の住居等が存在すること、最近接の住居までの距離が650mと距離が短いこと、風力発電設備の設置により騒音・低周波音が著しく増大することが予測されていることなどから、風力発電設備等の配置等を含めた環境保全措置について再検討するとともに、事業者が講ずる環境保全措置による影響の低減効果について評価書に記載すること。

特に、低周波音については影響や対策の効果に不確実性があることから、騒音及び低周波音の事後調査の実施及び事後調査の結果を踏まえて検討すべき環境保全措置について、例えば、稼働時間の調整等を含めて、可能な限り具体的に評価書に記載すること。

5．動物及び植物について

(1) 現地調査の実施について

鳥類以外の動物及び植物については現地調査を実施していないことから、評価書の作成に当たっては、適切な時期において現地調査を実施すること。

さらに、現地調査の結果、重要な種が確認された場合においては、専門家の意見を踏まえつつ、当該重要な種の生態等を把握するための調査の実施を検討すること。

また、渡り鳥等については、1、2月に出現頻度が最大となると記載されている文献もあるが、当該時期の調査が行われておらず、調査が不十分である可能性があるため、追加調査の必要性について検討すること。

(2) 定量的な予測の実施について

動物及び植物の予測においては、重要な種の確認位置と改変区域を重ね合わせるなど、可能な限り定量的な手法を用いて予測を行うこと。

(3) 環境保全措置及び事後調査の再検討について

(1) 及び(2)に基づく調査及び予測の結果を踏まえ、環境保全措置を再検討すること。環境保全措置の再検討に当たっては、動物及び植物に対する環境影響を可能な限り回避・低減する観点から、風力発電設備等の配置等を含めて検討すること。

特に、本地域においては、多数の猛禽類や渡り鳥が確認されていること、鳥類等の衝突に関する予測については不確実性が大きいことから、専門家の意見を踏まえ、事後調査を実施すること。また、事後調査の実施手法及び事後調査の結果を踏まえて検討すべく環境保全措置について、例えば、渡来期の稼働制限等を含めて、可能な限り具体的に評価書に記載すること。併せて、衝突等による死亡・傷病個体の確認を高い頻度で適切に実施し、死亡・傷病個体が確認された場合は、関係機関への連絡及び死亡・傷病個体の搬送並びに関係機関による原因分析への協力とともに、広く情報を共有することでより良い風力発電施設のあり方について検討できるよう努めること。

6. 事後調査結果の公表について

事後調査を実施した場合には、事後調査の結果について公表すること。また、事後調査の結果に応じて、追加的な環境保全措置を実施した場合は、その内容及び結果を公表すること。